

## 主催、共催、協賛及び後援に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、この法人が行う主催、共催、協賛及び名義後援の基準について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 主催、共催、協賛、後援等に関する定義を以下のとおりとする。

- (1) 主催 この法人が事業・催し等の開催の主体となり、法人の責任において当該事業等を実施することをいう。
- (2) 共催 この法人及び他の複数の団体等が事業等の主体となり、共同で当該事業等を実施することをいい、責任においては前号の主催と同じくし、次号の協賛又は後援と比べて、当該事業等へのこの法人の関与度合いが強い場合をいう。
- (3) 協賛 他の団体等が開催の主体となる事業等に対し、この法人がその実施趣旨に賛同し、援助、支援することをいう。後援と同義であるが協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへのこの法人の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- (4) 後援 他の団体等が開催の主体となる事業等に対し、この法人がその実施趣旨に賛同し、支援することをいう。支援の内容は、この法人が当該事業等に要する経費の負担をせず、法人の名義を使用させることをいう。

### (適否基準)

第3条 主催及び共催 この法人が当該事業等を主催又は共催する場合には、定款第 3 条 (目的) および第 4 条 (事業) に則っていることを基準として、個別に判断する。

2 協賛及び後援 他の団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等 (以下「第三者主催の催し等」という。) に関して、協賛又は後援依頼があった場合には、次の (1) に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2) に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

#### (1) 承認することができる場合

- イ 公益性があると認められるもの
- ロ この法人の会員にとって有益であると認められるもの
- ハ この法人の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるもの
- ニ その他 理事会が特に必要と認める事項に適合しているもの

#### (2) 承認できない場合

- イ 営利を目的とするもの
- ロ 政治的目的を有するもの
- ハ 宗教的目的を有するもの
- ニ その他、この法人の業務の目的及び内容に照らし、不相当と認められるもの

(共催、協賛及び後援の対象)

第4条 共催、協賛又は後援の対象となる団体等は内容堅実なる法人等、又はこれらに準ずるものとし、法人格を有しない任意団体の場合は、次の判断基準に照らしてその団体の適否を決定する。

- (1) 定款又はこれに代わる会則を有しかつ内容堅実な団体であること。
- (2) ホームページや機関誌等を通じて、活動内容を公開していること

(手続き)

第5条 主催団体からの共催、協賛、後援の依頼は事務局が受け付け、理事会または理事会メーリングリストに提議し可否の判断を理事会に委ね、承諾の適否を決定する。ただし、以下の条件を満たす場合は、理事会審議を省略できる。

- (1) 過去に協賛または後援し不都合なく完了した催しに対する依頼であり、承諾することが適当と会長が判断した場合。
- (2) 新規の協賛または後援の依頼に対して、承諾することが適当と会長が判断し、電子メールで全理事に諮り、96時間以内に反対表明がない場合。

2 なお、上記(1)(2)における会長の職務は、事前に理事会で決定することにより、理事に委嘱することができる。

(承認の取消し)

第6条 この法人は、共催、協賛、後援に当たり、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、共催、協賛、後援の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 申請書の内容と異なる事業を行うとき。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、令和2年9月19日から施行する。